

スト権確立を背景に 「休日出勤解消」を申し入れ

11月14日、本部は第19回臨時大会において確立した、ストライキ権を背景に一方的な休日出勤の早期解消を求めて団体交渉の申し入れを行ないました。

会社は、この間の交渉で「解消のために努力」「早期に解消するスタンス」と言いつつ、一方では、「今後も1人、1～2泊程度の休日出勤」「解消目途の見通しが無い」となし崩し的に休日出勤を常態化させています。このことは、休日出勤を解消する意思が全くないばかりか、むしろ会社は、組合員・社員が「慣らされて、黙って諦める」ことを待ち望んでいるのです。

自分の休日を休むのは、労働者の権利です。どのようなことを言おうと、年間120日の休日は会社も認めている労働契約です。業務に必要な要員を確保するのは、会社の義務です。

常態化する休日出勤は、肉体的にも精神的にも疲労が蓄積し、安全を脅かします。もう会社の言いなりになるのはやめましょう！そのことが、労働組合の社会的責務です。

『第19回臨時大会の決定に
基づく申し入れ』

1. 本人の同意なき一方的な休日出勤の指定をただちにやめること。
2. 11月22日までに団体交渉を開催して回答すること。

怒りの結集！
スト権100%で確立！

一方的な休日出勤の解消は、全組合員・社員の要求だ！
会社は、ただちに団体交渉を開催せよ！